

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所衛生課

番号 78

許認可等の内容		海水浴場、その他の遊泳場、プール及び更衣休憩所の設置の許可
根拠法令及び条項		神奈川県海水浴場等に関する条例第9条第1項
審 査 基 準	関係条項	神奈川県事務処理の特例に関する条例第3条別表96の項
	基準 (未設定の場合は その理由)	設定しない (理由) 判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定され尽くしている ことからそれ以上の基準を定めることを要しない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (令和6年10月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 15日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 (年 月 日最終変更)